

第 2 章 国 際 部

第 1 節 国際交渉への対応

1 世界貿易機関 (WTO)

(1) WTOの概要

WTO は、前身のガットにおけるウルグアイ・ラウンド (UR) が1993年12月に実質妥結した際に設立に合意され、1995年1月1日に WTO 協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、設立された。

WTO 協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (本体) と附属書 1～4 からなり、農林水産関係では、附属書 1 に農業協定、食品安全・動植物検疫を規律する SPS 協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定 (以下「補助金協定」) などが含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応して WTO には各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS 委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国の UR 約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2016年度は通常会合が4回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、上記の活動とは別に、2016年度においても、2000年から開始されている農業交渉が、農業委員会特別会合において行われた。

イ SPS 委員会

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2016年度は3回開催された。本委員会においては、ア. 貿易上の関心事項についての質疑応答、イ. 技術支援、ウ. 民間規格等に関する議論が行われた。

(3) WTO閣僚会議

WTO 閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限

を有している。

直近に開催された第10回閣僚会議 (2015年12月、ケニア・ナイロビ) では、農業分野において、輸出補助金の撤廃等について合意がなされた。また、ドーハ・ラウンドの未解決の事項について議論を行っていくことが確認されたが、ドーハ・ラウンド交渉という形で継続すべきか否かについては意見の収れんが見られなかった。

(4) WTO交渉

ア 農業交渉

農業交渉は UR 合意 (農業協定20条) に基づき、2000年3月に開始された。「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国提案を含め多くの交渉提案が提出され、2001年11年のドーハ閣僚宣言により、新ラウンド (ドーハ開発アジェンダ) の一部として、他分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられた。各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたものの、中国・インド等の一部の途上国と米国等先進国の対立により、交渉は決裂した。こうしたことから、2011年の第8回閣僚会議において部分合意を目指すこととされ、精力的な議論が続けられた結果、2013年12月にインドネシアのバリ島で開催された第9回閣僚会議において「バリ・パッケージ」が合意された。農業分野では、①途上国の食料安全保障目的の公的備蓄に関する暫定措置、②関税割当に係る透明性向上及び消化率の低い品目の運用改善、③輸出補助金の最大限の抑制等について合意された。また、2015年12月にナイロビで開催された第10回閣僚会議においても、「ナイロビ・パッケージ」が合意され、農業分野では輸出補助金の撤廃などの輸出競争に関する規定等が合意された。

続く2016年度では、ナイロビ・パッケージにおいて、公的備蓄や途上国向けセーフガード措置の分野について議論を継続することが確認されたことを受け、これらの分野で集中した議論が行われたほか、主に国内支持分野で議論が行われたが、それぞれの立場の収れんは見られなかった。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス (NAMA) 交渉は、2001年

11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始された。農業交渉同様、モダリティ合意を目指し議論が続けられたが、交渉は決裂し、2009年以降、非関税障壁 (NTB) の削減・撤廃が NAMA 交渉会合の中心議題となった。

2011年4月に発出された議長報告書では、NTB の作業文書が添付されるなど2008年12月以降の議論の状況が報告され、その後も NTB の少数国会合等が継続的に開催されたものの、具体的な進捗は見られていない。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、地域貿易協定及び漁業補助金に関する規律の明確化・改善を行うこととされている。

漁業補助金については、漁業管理の重要性と過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる補助金に限定した禁止を主張する我が国、韓国、台湾等、一部の例外を除き補助金の原則禁止を主張する米国、豪州、NZ、アルゼンチン等、途上国への特別かつ異なる待遇 (S&D) を要求する中国、ブラジル等途上国との間で対立してきた。我が国も2011年1月に漁業補助金における我が国の基本的な立場を盛り込んだ新たな提案を WTO に提出するなど多くの国から提案が出されたが、各国の立場は収束しなかった。

2016年、EU、ACP (アフリカ・カリブ・太平洋地域) 等複数の提案が提出され、規律作成に向けた議論が継続されている。

2 経済連携協定 (EPA) ・ 自由貿易協定 (FTA)

EPA ・ FTA については、2016年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」に基づき交渉に取り組んだ。2017年3月までに、20か国と16の EPA ・ FTA を締結した。

(1) シンガポール

2002年11月に協定が発効し、2007年9月に改正議定書が発効した。

(2) メキシコ

2005年4月に協定が発効し、2012年4月に改正議定書が発効した。

(3) マレーシア

2006年7月に協定が発効した。

(4) チ リ

2007年9月に協定が発効した。

(5) タ イ

2007年11月に協定が発効した。

(6) ブルネイ

2008年7月に協定が発効した。

(7) インドネシア

2008年7月に協定が発効した。

(8) 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 全体

2008年12月に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、2009年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、同年6月にタイ、同年12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で協定が発効した。

(9) フィリピン

2008年12月に協定が発効した。

(10) ス イ ス

2009年9月に協定が発効した。

(11) ベトナム

2009年10月に協定が発効した。

(12) イ ン ド

2011年8月に協定が発効した。

(13) ベ ル ー

2012年3月に協定が発効した。

(14) 豪 州

2015年1月に協定が発効した。

(15) モンゴル

2016年6月に協定が発効した。

(16) 韓 国

2003年12月に交渉を開始し、2004年11月に交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談で交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、2010年9月に第1回局長級協議、2011年5月に第2回局長級協議が開催された。なお、現在 (2017年3月時点) は交渉を中断中。

(17) 湾岸協力理事会 (GCC)

2006年9月に交渉を開始し、2回の会合が行われたが、2010年以降、次回交渉を延期中。

(18) カ ナ ダ

2012年11月に交渉を開始し、2017年3月までに7回の会合が行われた。

(19) コロンビア

2012年12月に交渉を開始し、2017年3月までに13回の会合が行われた。

(20) 日 中 韓

2013年3月に交渉を開始し、2017年3月までに11回の会合が行われた。

(21) E U

2013年4月に交渉を開始し、2017年3月までに17回の会合が行われた。

(22) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)

2013年5月に交渉を開始し、2017年3月までに17回の会合が行われた。

(23) トルコ

2014年12月に交渉を開始し、2017年3月までに6回の会合が行われた。

3 環太平洋パートナーシップ (TPP)

TPP交渉は、2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定（通称「P4協定」）の締約国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8か国により、2010年3月に開始された。その後、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が交渉に参加し、12か国で協議を行った。

TPP交渉は、2011年11月のAPEC首脳会議で発表された「TPPの輪郭」において「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」とされており、包括的で高い水準のバランスの取れた協定を達成すべく、21の分野で交渉が行われた。

我が国のTPP交渉参加については、2013年2月22日に日米首脳会談が開催され、日米共同声明において「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないこと」等が確認された。

また、2013年4月18日に参議院、19日に衆議院の農林水産委員会において「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」等が決議された。

TPP交渉では、交渉参加国の間で厳しい交渉が行われたが、我が国は、二国間会合や全体会合の場で、衆参両院の農林水産委員会決議があることや、農林水産品が慎重に扱うべき事項であることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。この決議が守られたという評価を得られるよう、政府一体となって全力で交渉に取り組んだ。

TPP交渉に当たっては、経済再生担当大臣を本部長とする「TPP政府対策本部」の下、複数の分野にわたって関係省庁が情報を共有しながら、一体的に対応している。国民への情報提供についても、交渉会合の前

後に与野党の会合で交渉の状況を説明した。

交渉では、関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身を精査し、国会決議を後ろ盾に交渉した結果、2015年10月にTPP協定は大筋合意に至り、2016年2月には署名がなされた。

また、TPP大筋合意以降、合意内容や国内対策の内容について、ブロックや都道府県毎の説明会や、地方参事官を活用した品目別、市町村別、集落別、農協等への説明など、現場へ丁寧な説明を行っている。

2016年3月8日にTPP協定承認案及び関連法案が国会へ提出され、同年12月9日にTPP協定は承認され、関連法案は可決・成立した。これを受けて、我が国政府は2017年1月、寄託国であるニュージーランドに国内手続が完了した旨の通報を行い、TPP協定を締結した。

米国政府は、2017年1月、新大統領が署名したTPP離脱に関する大統領覚書に基づき、TPPの締約国となる意図がない旨をTPP署名国に通知した。同年3月にチリで行われたTPP閣僚会合においては、米国を除くTPP署名11か国が出席し、共同声明を發出した。この共同声明ではTPPのバランスの取れた成果及び戦略的・経済的意義を再確認するとともに、同年5月のAPEC貿易大臣会合の際に開催することとされたTPP閣僚会合に向けて引き続き協議することとなった。

4 その他広域連携等

(1) アジア・太平洋経済協力 (APEC)

APECは、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化・円滑化」、「経済・技術協力」等の活動を行っている。

2016年はペルーの議長の下、「質の高い成長と人間開発」をテーマに、「地域経済統合の推進」、「地域フードマーケットの促進」、「零細・中小企業の近代化」及び「人材育成促進」などについて議論が行われた。同年11月にペルーのリマにて開催されたAPEC首脳会議には安倍内閣総理大臣が出席し、①あらゆる形態の保護主義への対抗、②アジア大洋州自由貿易圏(FTAAP)の最終的な実現に向けた次のステップの検討、③食料安全保障と気候変動の関係に対処する施策の実施についての協力強化、④水資源の持続的な利用と統合的管理のための協力促進、⑤都市と農村の発展に関する包括的なアプローチ等を内容とする首脳宣言が採択された。

(2) 日中韓農業大臣会合

第 1 回会合を2012年 4 月に韓国で、第 2 回を2015年 9 月に日本で開催した。

第 2 節 二国間政策対話等への戦略的な対応

農林水産省では、2014年 6 月に策定された「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、民間投資と経済協力の連携により、官民連携で途上国等のフードバリューチェーンの構築を推進している。

2016年度においては同戦略等に基づき、ロシア（7 月）、ベトナム（9 月）、タイ（10 月）、インドネシア（11 月）、フランス（12 月）、ミャンマー（1 月）、カンボジア（1 月）、ウズベキスタン（2 月）の計 8 カ国と二国間政策対話等を実施した（表 1 参照）。このうち、ミャンマーについては、同国におけるフードバリューチェーン構築のための日ミャンマーの官民の取組をとりまとめた工程表を策定した。

また同戦略に基づき、多様な食関連企業等の参画によるグローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会を 3 回開催したほか、新たにアフリカ部会やロシア部会を立ち上げ、投資関連情報の提供等を実施した。

表 1 主な二国間政策対話等

国・地域名	会 議 名	日 時	場 所
ロシア	第 3 回日露農業対話	16. 7. 21	東京
ベトナム	日越農業協力対話第 3 回会合	16. 9. 27	ハノイ
タイ	第 1 回日タイ農業協力対話	16. 10. 13	バンコク
インドネシア	第 2 回日インドネシア農業協力に関する二国間フォーラム	16. 11. 10	東京
フランス	第 2 回日仏農政ワーキンググループ	16. 12. 6	東京
ミャンマー	日ミャンマー農林水産業・食品協力対話第 2 回高級事務レベル会合	17. 1. 12	ネービーロード
カンボジア	第 2 回日カンボジア二国間フードバリューチェーン対話	17. 1. 24	プノンペン
ウズベキスタン	第 2 回日ウズベキスタン共同作業部会	17. 2. 14	東京

第 3 節 世界の食料安全保障や地球規模の課題等への対応

1 国際的な食料安全保障への取組

穀物等の国際価格は2006年秋頃から上昇し、2008年春から夏にかけて米及び小麦は史上最高値を記録した。2008年夏以降、穀物等の国際価格は低下基調となったが、2010年 6 月以降の米国の高温・乾燥の影響から再び上昇に転じ、2012年にとうもろこし及び大豆が史上最高値を記録した。その後は世界的な穀物の豊作や南米での大豆の増産等から、価格は低下傾向で推移している。一方、世界人口は今後も増加が見込まれ、世界の食料需給は今後中長期的にひっ迫することも懸念されており、食料安全保障の確保のため、様々な国際会議の場において、世界的な農業生産の増大、穀物等の価格乱高下への対応等についての議論がなされている。

2016年度においては、我が国は G7伊勢志摩サミット（2016年 5 月）、G20杭州サミット（2016年 9 月）、APEC 首脳会議（2016年 11 月）、ASEAN+ 3 農林大臣会合（AMAF+3）（2016年 10 月）などの国際会議において、世界の農業の多様性を考慮した持続可能な農業生産の増大及び生産性の向上、農業の多面的機能、生産から加工・流通・消費をつなぐフードバリューチェーンの整備の重要性を積極的に主張して議論に貢献するとともに、関係国と連携して世界の食料生産の増大に向けた国際的な取組を積極的に推進した。

(1) アジア・太平洋経済協力（APEC）

世界人口の増加に対応するためには、農業生産を大幅に増大させる必要があるなど、食料問題は世界的な課題となっている。特にアジア太平洋地域は、世界の栄養不足人口の 3 分の 2 が存在し、農産物の主要な生産国、輸出入国が含まれ、食料安全保障の確保は同地域の持続的発展を図っていく上で最重要課題の一つとなっている。

このような中、2016年 APEC 議長のパルーは、9 月 16～27 日を食料安全保障週間と定め、APEC 食料安全保障政策パートナーシップ（PPFS）会合や食料安全保障担当大臣会合などの各種会合を開催した。食料安全保障担当大臣会合では、「地域フードマーケットの促進」をテーマに、①市場アクセス、貿易及び投資の促進、②気候変動と持続可能な農業、③農村と都市の開発について議論が行われた。

また、我が国は、農業者の所得向上のため、小規模

農家のフードバリューチェーンへの参画及び企業の中核事業として小規模農家が参画するインクルーシブ・ビジネスの重要性を共有するため、「農村開発・貧困削減に向けた投資・輸出促進シンポジウム」を2016年5月にペルーで開催した。

(2) G7^(注1)・G20

2016年4月23～24日のG7新潟農業大臣会合は、2009年4月にチソン・ディ・パルマリーノ(イタリア)で開催された第1回会合以来7年ぶりに開催したもので、世界の食料安全保障の強化に向け、農業者の高齢化、農村地域のコミュニティに基づく活動の危機、食料需要の増加、異常気象等の農業を取り巻く新たな課題に対処するために必要な政策や取組について議論を行い、その成果を「新潟宣言」として採択した。同宣言には、イノベーションやフードバリューチェーンに着目した農業者所得の向上と農村地域の活性化、持続可能な農業生産及び生産性の改善等の取組等が盛り込まれた。

2016年5月26～27日のG7伊勢志摩サミットでは、首脳宣言において、持続可能な開発目標(SDGs)(注2)及び気候変動に関するパリ協定に沿った、世界の食料安全保障及び栄養に関するグッド・プラクティスの発展を支持する等とされた。

2016年6月3日のG20西安農業大臣会合(中国)では、持続可能な開発目標(SDGs)を達成するため、世界規模での食料安全保障・栄養、持続可能な農業成長、農村開発をどのように促進させるか等について議論し、閣僚コミニケが採択され、農業と農村開発が世界の食料安全保障と貧困緩和にとって不可欠であること等を再確認した。

2016年9月4～5日のG20杭州サミット(中国)では、G20農業大臣会合の成果を支持し、食料安全保障、農村開発及び貧困削減の手段としての技術的な、制度的な及び社会的な革新、貿易、責任ある投資等を通じ、持続可能な農業開発とフードバリューチェーンを共同で促進するため、G20農業大臣を定期的に会合することが奨励された。

注1：2014年以降は、ウクライナ問題を受け参加停止となったロシアを除くG7として開催。なお、G20サミットにはロシアは引き続き参加。

注2：持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月、国連総会において、2030年までの国際社会が実現すべき開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が決定された。そこには、17の目標が設定され、飢餓の撲滅、食料安全保障及び栄養改善の実現、持続可能な農

業の促進、海洋資源の持続可能な利用、持続可能な森林経営など、食料や農林水産業に関する目標も幅広く盛り込まれている。

(3) ASEAN+3 農林大臣会合(AMAF+3)

ASEAN+3の枠組みでは、首脳会議に加え、各種閣僚級会合も実施されている。2016年10月にシンガポールで第16回ASEAN+3農林大臣会合(AMAF+3)が開催された。

同会合では、ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)及びASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)の進捗状況、1年間のASEAN+3の枠組みの下での協力実績等につき報告が行われ、承認された。また、2015年に終期を迎えた「食料及び農林業に関するASEAN+3協力戦略2011-2015」について、その評価を行い、2015年より後の新しい戦略を策定することが提案され、各国から支持された。

2 その他の国際協力

農林水産省が行う国際協力は、我が国の農林水産行政上から取り組む必要性が高い、①途上国におけるフードバリューチェーンの構築支援、②農林水産分野への支援を通じた飢餓・貧困対策、③気候変動や越境性感染症等地球規模の課題への対応を重点分野としている。

これらの国際協力を推進するため、①国際協力を効果的に実施する上で必要となる各国の農業事情等に関する基礎的な調査や技術開発・人材育成、及び、②農林水産分野の国際機関への拠出を通じた協力活動等を農林水産省の政府開発援助(ODA)として実施している。その他に、技術交流や専門家派遣等、農林水産省が有する専門的な知見や人材を活用した支援を行っている。

(1) 国際協力に関する調査、人材育成等

農林水産省では、国際協力を効果的に実施する上で必要となる各国の農業事情等に関する基礎的な調査や技術開発、人材育成等を行っている。

平成28年度においては、以下の事業等(予算額10億1,917万円)を実施した。

ア アフリカにおける自給的農業から商業的農家への移行のための調査・実証やフードバリューチェーン構築に携わる人材の育成

イ 開発途上国における農業生産拡大のための専門家派遣

ウ 気候変動がかんがい排水施設に与える影響への適応策の開発

エ 森林保全活動に伴う効果・影響を適切に評価・検証するための手法の開発、普及

オ 地域特性、漁業形態等に応じた資源管理手法や資源管理計画のモデルの作成

(2) 国際機関を通じた協力

農林水産省は、国連食糧農業機関（FAO）をはじめとする各国際機関と協力し、アフリカ等開発途上国における飢餓や貧困の削減、気候変動対策や越境性感染症対策等地球的規模の課題への対策、水産資源の適正な管理や持続的利用の確保等の農林水産分野の協力を推進している。

2016年度においては、各国際機関への拠出を通じ、途上国でのフードバリューチェーンの構築支援、アフリカのコメ生産倍増等途上国の農林水産業や農村開発の支援、アジア等における鳥インフルエンザや口蹄疫等越境性感染症対策の支援、東アジア等の森林保全や持続可能な森林経営の推進、水産資源の持続的利用や資源管理の取組の推進等（予算額18億7,312万円）を実施した。

ア 国連食糧農業機関（FAO）

FAO は、1945年10月に設立された国連の専門機関である（我が国は1951年に加盟）。FAO は、①各国の栄養及び生活水準の向上、②食料及び農産物の生産及び流通の改善、③農村・漁村住民の生活水準の改善を通じた世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放、に寄与することを目的としている。また、FAO の活動の中心は、世界の食料・農林水産業及び栄養に関する①情報の収集・分析・公表、②政策策定のための中立的な討議の場の提供、③国際条約・規範の策定・執行、④開発途上国を対象とした開発援助である。

また、農林水産省は、平成28年度、アセアンの農業統計専門家を CARD（アフリカ稲作振興のための共同体）支援対象国に派遣し、コメの生産量統計調査の指導を行う「アフリカ食料安全保障情報整備支援事業」や、生態系に配慮した持続的漁業の推進や国際的な資源管理強化のため開発途上国を支援する「持続的漁業の実現フォローアップ事業」等への拠出（予算額5億4,603万円）を通じ協力を行った。

イ 世界食糧計画（WFP）

WFP は、国連唯一の食料支援機関として1961年に発足した。紛争、自然災害等に起因する難民、被災者等に対する緊急食糧支援を行う他、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開

発を促す活動を行っている。

また、農林水産省は、平成28年度、紛争からの復興途上の国で、簡易な水田や水路等を整備し、稲作を通じて農民の自立を支援する「稲作等を通じたアフリカ食料安全保障復興支援・技術実証普及事業」への拠出（予算額6,447万円）を通じ協力を行った。

ウ 国際農業研究協議グループ（CGIAR）

CGIAR は、開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として、世界銀行、FAO、国連開発計画（UNDP）等国際機関、ドナー国、民間財団により、1971年に設立された。現在は、農林水産分野の国際的な研究・技術普及を実施する15の研究センターが構成メンバーとなっている。

農林水産省は、平成28年度、「生物的硝化抑制能を利用したコムギ生産における窒素施肥量の削減」（国際とうもろこし・コムギ改良センター）、「牧草の生物的硝酸化成抑制能を利用した低コスト作付け体系の開発」（国際熱帯農業センター）、「アフリカにおけるマメ類・イモ類の生産性向上のための研究開発」（国際熱帯農業研究所）、「気候変動に対応した天水稲作における生産性向上システムの開発」（国際稲研究所）、「稲作等を通じたアフリカ食料安全保障復興支援・技術実証普及事業」（アフリカ稲センター）、「気候変動適応型灌漑排水施設保全等対策事業」（国際水管理研究所）への拠出（予算額1億6,606万円）を通じ協力を行った。

エ 東南アジア諸国連合（ASEAN）

ASEAN は、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力等を目的とし、1967年に設立された。

農林水産省は、平成28年度、東アジア地域における大規模災害等の緊急時に初動援助を行うための米の備蓄の造成等を支援する「アセアン+3緊急米備蓄体制確立拠出金事業」や、日本の食文化・食産業の海外展開の拠点形成、担い手育成、アセアンの連結性向上を支援する「アセアン諸国の大学と連携した人材育成促進事業」、ASEAN 地域の食料安全保障の強化を図るため、域内各国の統計情報等の整備を支援する「アセアン地域における食品加工・流通統計整備支援事業」及び「アセアン諸国等のキャパシティ・ビルディング支援事業」への拠出（予算額2億8,882万円）を通じ協力を行った。

オ その他

以上のほか、農林水産省は、経済協力開発機構（OECD）、国際獣疫事務局（OIE）、国際再生可能

エネルギー機関 (IRENA)、世界保健機関 (WHO)、アジア太平洋地域農業機械試験ネットワーク (ANTAM)、国際熱帯木材機関 (ITTO)、国際協同組合同盟 (ICA)、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、メコン河委員会 (MRC)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)、アジア生産性機構 (APO)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、北太平洋海洋科学機関 (PICES)、国際連合大学 (UNU)、世界蔬菜センター (AVRDC)、国連森林フォーラム (UNFF)、グローバル作物多様性基金 (GCDT)、世界銀行 (WB)、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) への拠出を通じ協力を行った。

(3) 海外技術交流

ア 日中農業技術交流

1972年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、1973年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに1981年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、原則毎年1回東京又は北京において交互に同グループの会議を開催しており、2015年7月に、岡山市において第32回会議を開催した。2016年からは農業政策を幅広く議論するために新たに設立された日中農業協力グループ会議の農業科学技術ワーキングチームとして交流を継続しており、2016年9月に第1回会議を開催した。

イ 日韓農業技術交流

1968年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、日韓において交互に開催されている。

2016年度は石川県金沢市において第49次委員会を開催し、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「農業・農村整備」、「越境性動物疾病への対応」等について討議した。

ウ 日モンゴル技術的対話

モンゴルの農牧業の課題について情報交換等を行うことを目的に、2006年11月に東京において局長級の第1回対話が開催され、その後、日本・モンゴル両国において交互に開催されている。2016年度は日程調整がつかず開催しなかった。

エ 日ロ農業技術交流

1962年2月、技術情報の収集・交換を目的として、政府の農業技術者等の相互派遣が開始された。

2016年度は、「飼料中のかび毒の汚染実態の把握と対策」、「ロシア科学アカデミー傘下の農業研究機関について」をテーマにして相互に研究者の交流を行った。

(4) その他の農林水産業協力

農林水産省は、以下のとおり、国際協力機構 (JICA) が実施する各種協力活動に対し、当省が有する専門的な知見や人材を活用した専門家・調査団員派遣、研修生受入支援、各種助言等を行っている。

ア 技術協力

開発途上国の農林水産業開発のための技術協力としては、主に、当該分野の開発に必要な技術や知識を伝える専門家派遣、当該分野の開発の中核を担う人材を日本や他国での研修に招く海外研修員受け入れを実施している。また、これらを有機的に組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに農林水産業の基盤整備、生産増強、地域開発等の計画の作成等に関して調査団を派遣しコンサルティング協力を行う開発計画調査型技術協力を実施している。

(ア) 専門家等の海外派遣

2016年度において農林水産業技術協力のために農林水産省の推薦により海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて63件87名であった。地域別にみると、アジア32件48名、中近東4件5名、アフリカ19件24名、中南米5件6名、大洋州・欧州・その他3件4名となっている。

(イ) 外研修員の受け入れ

2016年度における農林水産省提案の研修は、23コースあり、海外研修員の受け入れ総数は266名であった。地域別にみると、アジア84名、中近東6名、アフリカ98名、中南米45名、太平洋・欧州33名となっている。

イ 資金協力

農林水産省は、一般無償資金協力 (主務省：外務省) 及び円借款 (主務省：外務省及び財務省) について、技術的観点からのコメントや国内施策との整合性との観点からの助言・提言等を行っている。

(ア) 一般無償資金協力 (水産無償含む)

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な資金を供与する無償資金協力を行っている。平成28年度の無償資金協力の当初予算額は1,629億円であり、このうち、農林水産関係では計8件、総額90億円を供与した。

(イ) 食糧援助 (KR)

本援助は昭和43年度から実施されている無償の食糧援助であり、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与を行っている。

平成28年度の我が国の供与実績は36か国及び1地域難民に対し、総額約115億円を供与した。

(ウ) 円借款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

平成28年度の農林水産関連案件は計7件、1,267億円である。

3 海外農業投資

我が国政府及び関係機関は、世界の食料安全保障への貢献、我が国の農産物輸入の安定化・多角化を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進すると同時に、海外農業投資が投資国、被投資国の双方が裨益する形で実施されるよう、国際的な行動原則の策定を推進し、これに沿った責任ある農業投資を促進している。

(1) 海外農業投資促進の支援

農林水産省、外務省を中心とする関係4省庁・4機関の参加による「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」において取りまとめた「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」(2009年8月)に基づき、将来的な投資可能性に着目した農業及び農業関連情報の収集・分析、及びそれらの情報を関係者で共有するためのフォーラムを行った。

(2) 国際的な農業投資の行動原則

我が国は、2009年のG8ラクイラ・サミットにおいて、責任ある農業投資を提唱。これを契機として、2010年、FAO、世銀等国際4機関が、被投資国、現地の人々及び投資家の3者が裨益することを旨とする「責任ある農業投資原則(PRAI)」を策定した。その後、2014年10月、FAO等の3国連機関が事務局を務める世界食料安全保障委員会において、PRAIを踏まえつつ、より幅広い関係者の合意を得た「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が策定された。

第 4 節 関 税

平成29年度当省関係品目の改正概要

(1) 平成29年度関税改正の概要

平成28年10月7日から同年12月8日まで関税・外国為替等審議会関税分科会で審議が行われ、「平成29年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」が取りまとめられた。法律改正が必要なものについては、本年2月7日に改正案を通常国会へ提出し、一部改正された関税率法及び関税暫定措置法が平成29年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産物に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

433品目を対象に平成28年度末まで暫定税率が設けられていたが、これを見直し、牛肉、乳製品及び小麦等の418品目に関しては、適用期限を平成29年度末まで延長することとされた。ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、特定物品を対象に、割当数量以内には枠内税率として低い税率が適用される関税割当制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、平成29年度も維持されることとなった。

イ 個別品目の関税率の見直し

(ア) ナッツジュースの関税率の見直し

関税率表第2202.90号(アルコールを含有しない飲料)に分類されてきたナッツジュースのうち、飲料として調製されていないナッツジュースについて、平成28年3月のHS委員会において第2009.89号(果実又は野菜のジュース)に分類されることが決定されたことに伴い、分類を変更するとともに、変更後の分類(第2009.89号)において、変更前の分類(第2202.90号)の下で適用されてきた税率と同じ水準の税率が設定された。

(イ) 農林漁業用A重油の基本税率化

農林漁業用A重油については、輸入品と国産品との間に品質差がなく、国内需要のほとんどが国産品で賄われている状況にある。また、A重油は施設園芸や漁船漁業の燃料として必要不可欠な資材であることから、農林漁業者の経費軽減のため関税無税を維持する必要性は今後も変わらないと考えられる。更に、締結済みの全てのEPA協定において無税で譲許がされており、今後の国際交

渉を受けて、関税の引上げが行われる可能性は極めて低くなったと考えられる。これらを踏まえ農林漁業用A重油については、今後短期間に関税の見直しを行う必要性が認められないことから、現行の暫定税率を廃止し、基本税率により無税の水準を維持することとされた。

- (ウ) 子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の施行に伴う給食用脱脂粉乳の関税減税措置
 現行では小・中学校等の学校や児童福祉施設等の児童の給食に用いられる脱脂粉乳について関税の軽減措置が講じられているところ、待機児童解消に向け、子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育事業に係る保育施設において使用する給食用脱脂粉乳が減税措置の対象に追加された。
- (エ) 承認工場制度に係る配合飼料の原料品の見直し
 畜産業における生産資材の価格引下げの観点から、関税定率法に基づき、税関長の承認を受けた製造工場において製造される配合飼料の原料品の対象が拡充されるとともに、配合飼料等の製造の確認が可能な範囲で免税原料品と同種の国産品等との混用使用の承認を行うよう改正された。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度（注）により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目（うち農産品は18品目）に拡大された。その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールが、平成27年度改正においてアルコール製造用糖みつが本制度の適用対象外とされ、全体で19品目（うち農産品は17品目）となった。

平成29年度改正においては、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。

注：関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

第5節 その他国際案件

1 外国政府要人との会談等

大臣、副大臣及び政務官と外国政府等の要人との国内及び海外における会談日時を調整した。

外国政府等の要人等に対して我が国の農林水産業政策の説明等を行った。また、外国在京大使館及び我が国在外大使館等を通じ、外国政府との連絡調整及び相互理解の促進に努めた。

2 海外農業情報等の収集・発信

諸外国の農業、農林水産物貿易、農業政策及び我が国における農林水産物の輸出入の状況等について、情報収集、調査分析を行い、最新の情報を農林水産省のホームページに掲載するなど国民に情報提供を行った。

3 多国間での取組

(1) 経済協力開発機構（OECD）

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年に発足したOECE（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2017年3月現在35か国が加盟している。

ア 閣僚理事会

例年4月～6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）では、OECDの主要活動内容が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、その内容は閣僚声明及び議長総括として取りまとめられている。

第55回閣僚理事会は、2016年6月1～2日にパリのOECD本部で開催され、「包摂的成長のための生産性向上」というテーマの下で、世界の経済見通し、2030年に向けて団結：包摂的かつ持続可能な開発に関する普遍的アジェンダ、貿易・投資の包摂性への貢献強化等について広範囲な討議が行われた。

イ 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続きPSE（生産者支持評価額）等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を分析した2016年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2016年版

「OECD 農業アウトルック」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、グリーン成長と農業、農業の気候変動への適応に関する作業が行われた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

(2) 国際商品協定

ア 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物貿易に関する情報交換等及び開発途上国に対する食料援助を実施することを目的とした協定で、「穀物貿易規約」及び「食料援助規約」で構成されている。

イ 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、国際熱帯木材機関（ITTO）本部を横浜市に誘致した。

現在は、2011年12月に発効し、目的に新たに違法伐採対策の重要性を盛り込み、また気候変動対策や違法伐採対策などの課題ごとにプロジェクトを実施するテーマ別プログラムの実施等が明記された「2006年の国際熱帯木材協定」が適用されている。